

第 131 回「村長とのふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1－1】発達障がいに関する講演会について

自身の体験に基づく講演活動を個人で行っており、その取り組みが新聞に掲載されたので見ていただきたい。10月に通算15回目の講演を、ワークプラザ勝田で実施予定である。東海村ではこれまでに須和間幼稚園で講演をしたほか、発達支援センターで毎年12月に講演をしている。以前、中央公民館で開催された発達障がいに関する講座を受講したことがあるが、自分が講演者側になり、講座を開催したいと考えている。

⇒【村長コメント】

行政側が主催する講座に講師として依頼を受ける方法と、ご自身が主催者となり、講座を開催する方法がある。同じような活動を希望している方とグループを作り、主催者側として講座を開催するという 것도検討してみてもどうか。いずれにせよ、発達障がいをお持ちの方が活躍できる場が必要であると考えているため、担当課とも相談し検討する。

⇒【担当課コメント】

いつも講演のチラシや自身の活動について共有いただきありがとうございます。引き続き、講演会などの情報がありましたら、教えていただき、村内の幼児教育施設や学校現場への周知をさせていただければと考えております。

講師としての依頼につきましては、毎年、子どもの発達支援センターでの講演はもちろんです。ほかの幼児教育施設や学校現場からの要望があれば、講師を依頼したいと考えておりますので、その際には、お声を掛けさせていただきたいと思っております。

今後とも、本村の教育活動へのご協力をよろしくお願いいたします。

【1－2】発達障がい者の就労継続支援について

就労継続支援A型の場合、週5日勤務であるため継続できるか不安があり、就労継続支援B型の場合は単純作業であることが多く、物足りない。A型とB型の中間の働き方を希望している。

⇒【村長コメント】

国が定めた制度であるため、制度そのものを変えるということはなかなか難しい。ご自身の体調やメンタルの状態に合わせて仕事を選択することが大切だと思う。

【2－1】視覚障がい者向けのスマートフォン講座について

視覚障がいがあり、スマートフォンを使うことはできるが使い方が特殊である。そのため、使い方を教わろうにも視覚障がい者向けに教えられる人が少ない。とうかい“まるっと”スマホ大作戦について、村公式HPを確認して担当者と電話で連絡を取った。役場で、スマートフォンを使いこなしたい視覚障がい者のための講習会を開催してほしい。

⇒【村長コメント】

村ではスマートフォンの使用に関する相談受付や、手続きのデジタル化を進めているが、視覚障がい者向けのスマートフォンに対応できる職員は不足しており、なおかつ、スマートフォンをより使いこなしたい視覚障がい者のニーズを役場として把握できていない。困っている方それぞれのレベルに合わせた相談会を開催することは村としても必要であると考えている

め、担当部署に確認し検討する。

⇒【担当課コメント】

スマートフォンは、現代の生活には欠かせない重要なコミュニケーションツールであり、情報発信・収集手段のひとつであると認識しております。

視覚障がいをお持ちの方はその特性上、特殊なアプリを使用する必要があるため、昨年度、要望者様の御要望にお応えして、ドコモのハーティ講座を社会福祉協議会の手配で開催し、総合相談支援課から視覚障がいをお持ちの方に参加案内をいたしました。今回御要望いただいた講習会や相談会の開催方法についても、引き続き検討してまいります。

【2－2】日常生活用具が破損した場合の補助について

東海村重度障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱（平成18年東海村告示第122号）について、要綱の第6条で、給付を受けた物品の再給付が定められている。視覚障がい者がパソコンを使用する際の補助アプリであれば10万円を基準として給付されるが、その基準では必要なアプリ全てを更新することができない。社会福祉協議会に相談したが解決しなかった。要綱には村長の判断で給付できるとある。何とかならないか。那珂市では独自に対応してくれている。

⇒【村長コメント】

村長の判断について言及している条文は、全ての要綱に記載されている最後の手段であり、実際に条文を活用することはほぼ無い。ニーズを踏まえ、社会情勢に合わせて要綱を見直すことも視野に検討する。

⇒【担当課コメント】

日常生活用具の給付は、重度の障がいをお持ちの方にとって、生活に欠かせない重要なものと認識しております。日常生活用具は公費で給付している観点から、給付費の増額や対象用具の選定、耐用年数の設定は、利用する皆さまの御意見を尊重しながら、慎重に検討し、決定しております。事業の性質上、全額を公費負担には設定し難く、受益者の自己負担も一定程度発生するものと考えます。

本件については昨年来、要望者様の御相談を受けて総合相談支援課とも断続的に協議をしているところですが、アプリ選定の優先順位や適正な更新時期を整理しながら、引き続き検討してまいります。

【2－3】視覚障がい者の運動推進について

サウンドテーブルテニスを実施したいが、活動場所が見つからない。コミュニティセンターの多目的ホールの半分程度のスペース（広すぎると音が散ってしまうため難しい）と卓球台の保管場所を確保できる静かな場所が必要である。社会福祉協議会からは卓球台の保管場所が無いとの回答があった。練習する場所を提供してほしい。

⇒【村長コメント】

重い課題だと思う。切実な意見を頂いた。担当課と相談する。

⇒【担当課コメント】

障がいをお持ちの方のスポーツ推進に御理解をいただきありがとうございます。サウンドテーブルテニスやプレイヤーの特性上、静穏な環境や優先的な利用条件、適切な施設とその管理、専用の設備とその保管場所等が必要となり、他のスポーツとは利用条件が異なることから、好適な練習場所を見つけ難い状況にあると推察します。

本件については昨年度中に一度、要望者様から御要望を伺いましたが、あらためて利用条件の優先順位を整理するなど、課題の解決に向けた協議の場を設けてまいります。

【2－4】視覚障がい者の避難訓練について

神奈川県藤沢市では KDDI の社員を講師とした視覚障がい者対象の避難訓練を実施したというニュースを目にした。東海村においても実施する必要があるのではないか。

⇒【村長コメント】

重い障がいがある方には独自の避難計画を作成している。障がいの重さに関わらず、視覚障がい者は情報の受け取り方が異なる。東海村においても必要であると考えます。

【3－1】東海第二原子力発電所の再稼働について

避難計画の話題ばかりが取り沙汰され、原子力発電所の安全性に関する一般の方々の理解が十分でないため、再稼働に反対する意見が多く見られる。安全に運転できるという事業者の主張があまり届いていない。事業者から一般の方々へ、直接、きちんと説明してほしい。

また、役場主導の勉強会は行っていないのか。

⇒【村長コメント】

東海第二原子力発電所では、新基準に合致するよう改修が行われている。安全性については最終的に原子力規制庁が判断する。住民の理解については、事業者自らが毎日の活動を通じて信頼してもらえるよう努力するほかない。事故が起きた際の避難については、UPZ 内の 92 万人全員がすぐに避難するわけではなく、むしろ屋内退避が基本となっていること、福島第一原子力発電所のような状態に達するには時間がかかるため避難するにしても時間的余裕があることがあまり伝わっていない。しかし、そのことを行政側が代弁することはできない。

再稼働するまでは役場主催の勉強会の開催も難しい。

【3－2】村内の遊休農地について

自宅前の畑地が遊休農地であり、30 年ほど前から、雑草対策としての耕起のみが行われている状態。もったいないので、幸の実園（指定障がい者支援施設）や株式会社照沼で耕作できないか。また、賃借により耕作されている農地であっても、借り手によっては十分な管理がされず荒れてしまうことがある。何とかならないか。

⇒【村長コメント】

令和 7 年 3 月に東海村地域計画を策定し、農地と担い手の紐づけを行った。担い手の高齢化、担い手のキャパシティなどの課題がある一方、干し芋農家を中心に若い新規就農者が参入しており、地域の方々も問題意識を共有しているので、今しばらく様子を見守ってほしい。

【3－3】市街化調整区域における住居の建築について

市街化調整区域で、幅員の狭い道に接する土地に家を建てる人が多い。通行の妨げとなることから、規制するべきだと思う。村の中心からの距離に比例して税金を上げるというのはどうか。

⇒【村長コメント】

幅員を理由とした住宅建築の規制、村の中心部からの距離に比例した課税は難しい。

【３－４】浄化槽について

村として浄化槽の設置を推進できないか。

⇒【村長コメント】

東海村は中心部から辺縁部までの距離が短く、全体的に下水道が整備されている。浄化槽を設置するよりも下水道に接続する方が簡便でもある。

【３－５】東海村職員とのやりとりについて

村職員とのやりとりで食い違いが発生した。役場の誰に相談すればよいのか。

⇒【村長コメント】

職員とのやりとりの中身については職員の上長に、職員の態度については人事課に問い合わせしてほしい。